

## 裁判所は 公正な判断を!

## 公民賃下げ違憲訴訟 東京高裁口頭弁論

# 権利回復と賃下げの連鎖断ち切る



### 東京高裁前要求行動

国公労連および組合員三五九名が二〇一四年一月三日に東京高等裁判所に控訴した「公務員賃下げ違憲訴訟」は、七月八日に第一回口頭弁論を迎えました。国公労連は傍聴席を満席にして口頭弁論に臨むとともに、東京高裁前要求行動と報告集会を開催しました。

### 高裁前要求行動 鎌田書記長の決意

口頭弁論に先立ち、高裁前で要求行動が行われ、国公労連の鎌田書記長が、一審判決について、「国会は人事院勧告どおりに立法する義務付けはないと法的拘束性の有無にすり替えた」「誠実交渉義務につい

ては、数枚の資料を提示したことをとりあげて『政府の交渉態度は不十分といえない』と決めつけた。『当時の政府は人事院勧告制度の廃止を前提に賃下げしたにも関わらず、『政府が人事院勧告制度を今後とも尊重している姿勢を示した』として私たちの事実に基づいた主張を無視し、被告である政府側の筋書きにそった都合のよい記述をならべたものであり、司法の姿勢が問われる不当な判決だ』と述べました。

そして、「この裁判は、国公労働者の働く権利を確立するためにも重要な意義をもっている。私たちは、権利を守るたたかいと同時にすべての労働者の賃金改善を結びつけてきた。生活改善を阻害する労働法制の規制緩

和、消費税増税、社会保障制度の改悪を阻止し、労働者が安心して生活するため土台となる憲法を守るためにかいが重要。憲法尊重擁護の義務を負う公務労働者として賃下げ違憲訴訟を全力でたたかうとともに「戦争法案」に反対し、憲法を守るたたかいに全力をあげよう」と訴えました。

### 控訴審報告集会 原告の決意表明

裁判後の報告集会で、全通信の飯島達夫副委員長は「正義の闘いが再開した。一審では、中身を聴いていれば勝訴するのではないかと思っていたが、敗訴ありきの判決だった。今日の意見陳述を聴いていたら、国のやったこと、裁判所の姿勢に改めて怒りをおぼえた。労働基本権を返せと言ってきたが、労働基本権回復の議論はいまや姿かたちもない。賃下げの法案は、議員立法で短期間に成立させた。公務労働者の権利は

控訴審報告集会  
原告の決意表明

国公労連の岡部副委員長が行動提起を行い、「①控訴審がスタートしたが、今日の内容を職場内外に伝え、今後の運動強化を意思統一しよう。②八月末が第一次集約となっている公正な判決を求める署名のとりくみをすすめ、個人三〇万、団体一万の目標を突破しよう。③次回弁論の一〇月四日に証人の採否が決まることから、裁判所への要請ハガキを九月末までに届けよう。一審での要請ハガキは二万七〇〇〇枚だったが、それを上回る数を達成しよう。④各県での宣伝行動を強め、世論喚起と国民の支持・理解を広げ、裁判所を包囲しよう」と訴えました。

既に、各職場で取り組まれている高裁宛要請署名に各分会での集約を進めていくことが大切です。また、国公労連が作成したQ&Aを活用し、職場の多くの仲間と違憲訴訟に取り組む意義と重要性を学ぶことも大切です。

高裁での闘いは地裁に比べて短期間の闘いとなりません。各分会で積極的な取り組みをお願いします。



を強化し、闘いを強くしました。

# 社保庁不当解雇撤回 今後の闘い

# 京都不当判決を乗り越えて



決意表明をする 闘争団長

東海建設支部は七月八日、社会保険庁不当解雇撤回第九回口頭弁論傍聴支援行動に参加しました。行動には各分会から五名が参加し、裁判を傍聴しました。

年金機構では、無予告の監査が行われていた

若い人も高齢者も安心できる年金制度が求められています。そのような中、日本年金機構で情報流出が起これ、個人情報流出について六月一日に初めて公表され、各年金事務所では、その対応に追われ、六月からは土・日も休まず相談窓口が開いています。

責任は、セキユリティ対策を十分に行ってこなかった政府、厚生労働省にあるにもかかわらず、マスコミ報道や国会での道理のない年金機構バッシングが行われています。

職場が右往左往しているときに無予告の監査を行うなど、年金機構本部の職場実態を考えない無神経な対応にも職員から怒りと不満の声が上がっています。

日本年金機構は職場実態をしつかり受け止め、道理のないバッシングや職員への責任転嫁に対する毅然とした対応と業務運営が求められています。

中部ブロック国公は六月二十日から二十一日までの二日間、名古屋市内で労働学校を開き、二日目の講義で社保庁不当解雇撤回愛知弁護団の伊藤勤也弁護士を講師に迎え、京都事案の判決の問題点、今後の闘いの方向などについて学習・討論を行いました。

三月二十五日の京都事案

の判決では、被告(国)側の主張を全面的に受け入れる不当な判決となっており、(大阪高裁に控訴中)

伊藤弁護士は、社保庁分限免職はどんな事件だったのか、廃職なのか、裁量権の濫用はないかなどの争点について詳しく解説を行いました。「京都事案判決は日本年金機構法成立により社保庁のすべての官職が廃止された」と、きわめて形式的に廃職とし、年金業務は継続して行われているにもかかわらず、公務員にやらせるか民間にやらせるかは国会の判断と逃げています」と判決の内容についてふれ、愛知裁判では判決内容に対して丁寧に反論していくことなど、今後の裁判の説明がされました。

七月八日、社会保険庁不当解雇撤回第九回口頭弁論が名古屋地方裁判所大法廷で行われ、裁判所前では傍聴に先立ち、支援者が集まり、東海建設支部も五名の仲間が加わりました。今回は、準備書面の概要が述べられ、大阪のひどい判決は、いかに間違っていたか、分限回避義務は誰にあるのか。国だ。といった主旨の主張がされました。

裁判後の報告集会上では、

裁判傍聴のお願い 第10回口頭弁論  
2015年9月17日(木) 1時から  
名古屋地方裁判所 大法廷  
(20分前から裁判所前行動を行います)

闘争団あいさつに引き続き、弁護団から報告が行われ、国策に対する裁判であり、理論と世論で訴えていくことが報告されました。

また、年金事務所の実情が報告され、情報流出の対応では、現場は誤るだけ。内容は知らされていない。何が漏れたか現場は分からない。責任は当局にあるはずなのに、現場に押し付けてくる。非常勤職員が6割もいて、責任を押し付けお蔵入りにするつもりか。といった報告がされました。

最後は、原告のお二人から近況の報告があり、団結ガンバロウで報告集会を終えました。